

第 4 章 大氣污染

大気汚染に係る環境基準

	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
長期的評価方法	年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。	年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下に維持されること。

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10マイクロメートル以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	

微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

※ ダイオキシン類に係る環境基準については第6章掲載

1. 令和4年度熊本県大気環境調査結果

（「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第58報」（熊本県環境生活部）より）

令和4年度は県内35局（一般環境測定局32局、沿道の自動車排ガス測定局（以下、「自排局」）3局）で大気汚染の常時監視を実施した。

図-1 大気常時測定地点



	調査地点名	測定項目
①	八代東高校 (熊本県調査)	二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント 浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、空間放射線量
②	八代八千把 (熊本県調査)	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質
③	市保健センター (八代市調査)	二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質
④	八代自動車排ガス測定局 (熊本県調査)	二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質

※八代八千把局では、H16年度から二酸化硫黄を、平成17年度から全ての項目の自動測定を休止したが、平成19年度から窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について測定を再開。

※平成24年3月八代市役所局、平成25年2月八代八千把局、平成25年3月八代自排局において、微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始。その後、令和3年度をもって八代八千把局でのPM2.5の測定を終了。

※八代市保健センター局については、平成31年3月末日をもって廃止。

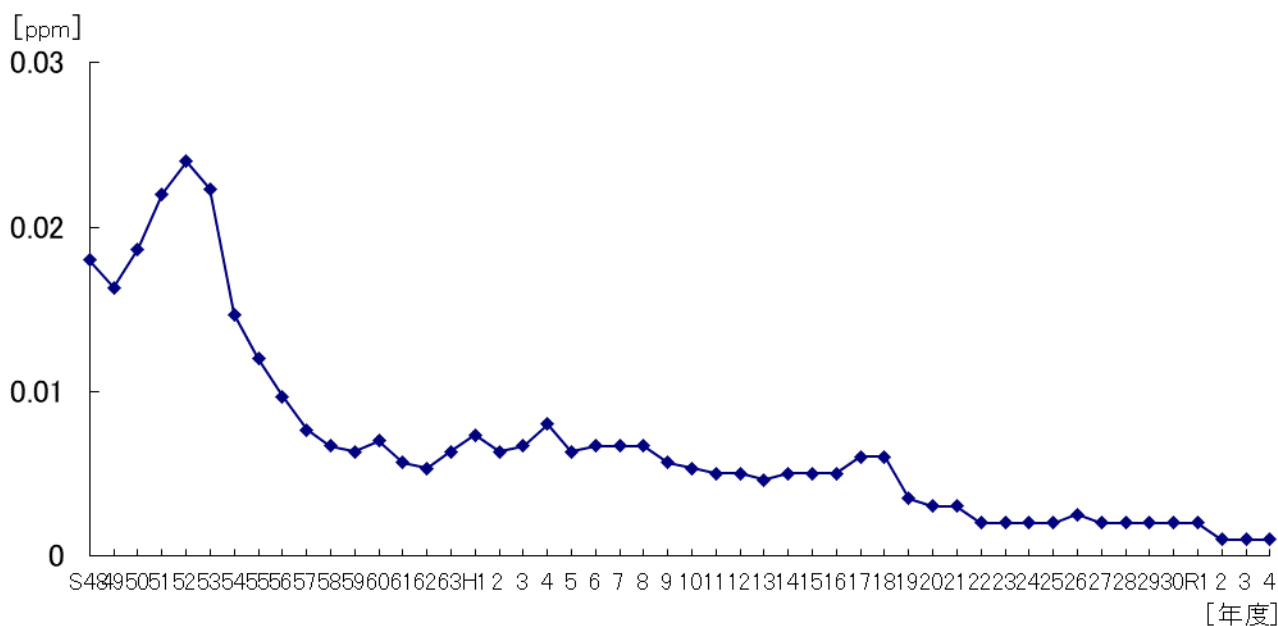
※八代東高校局は令和2年度末に八代市役所局を移設。

(1) 硫黄酸化物

①二酸化硫黄

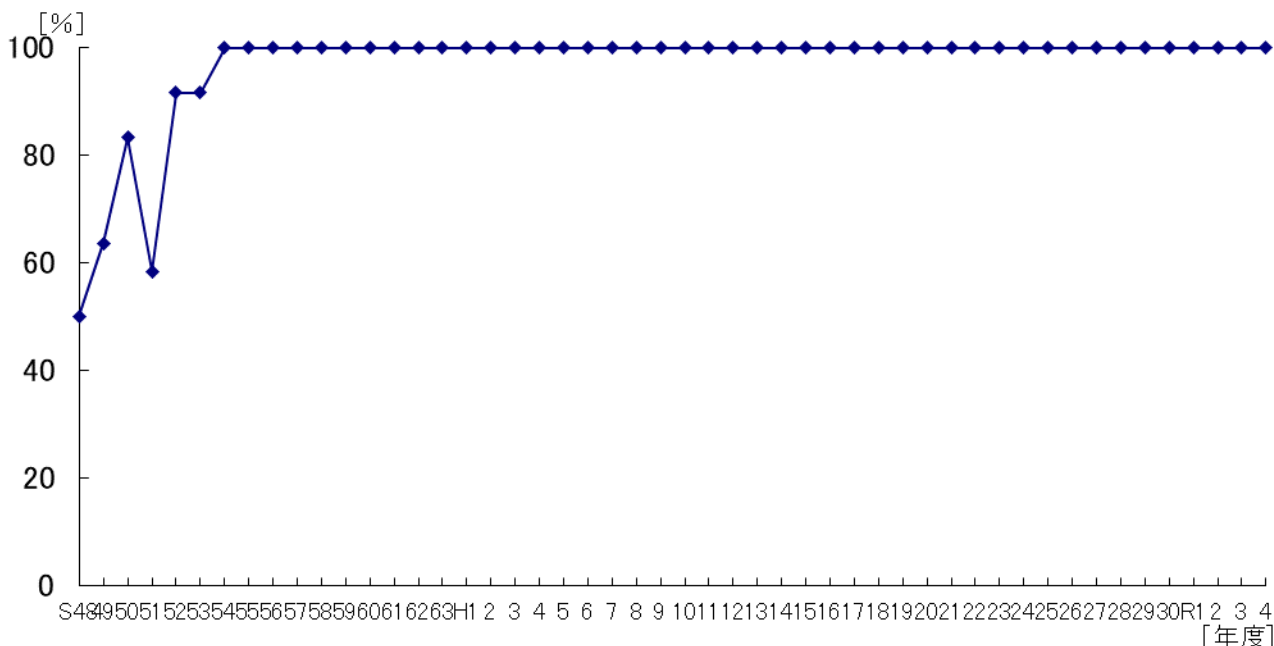
二酸化硫黄については、令和4年度は8市町18局（一般環境測定局）において、測定を実施した。環境基準の長期的評価に照らしてみると、全ての局で環境基準を達成した。

図－2 二酸化硫黄の自動測定結果による経年変化



※H15年度までは3測定局の年平均。H16年度から八代八千把局では二酸化硫黄の自動測定を休止したため、H16年度以降のデータは八代市役所局及び保健センター局の2局の平均値。H30年3月の保健センター局廃止に伴い、R1年度以降は八代市役所局（R2年度以降は八代東高校局）。

図－3 環境基準（長期的評価）の達成率経年変化（二酸化硫黄）



表－1 二酸化硫黄年間値測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
		[日]	[時間]	[ppm]	[時間]	[%]	[日]	[%]	[ppm]	[ppm]	[有×・無○]	[日]
八代東高校	30	365	8,725	0.002	0	0.0	0	0.0	0.042	0.005	○	0
	R1	365	8,744	0.002	0	0.0	0	0.0	0.091	0.007	○	0
	R2	359	8,646	0.001	0	0.0	0	0.0	0.050	0.004	○	0
	R3	364	8,697	0.001	0	0.0	0	0.0	0.054	0.006	○	0
	R4	364	8,671	0.001	0	0.0	0	0.0	0.034	0.004	○	0
市保健センター	30	361	8,655	0.002	0	0.0	0	0.0	0.088	0.008	○	0
	R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八代自排局	30	363	8,621	0.003	0	0.0	0	0.0	0.046	0.006	○	0
	R1	358	8,531	0.003	0	0.0	0	0.0	0.048	0.009	○	0
	R2	365	8,728	0.001	0	0.0	0	0.0	0.045	0.004	○	0
	R3	363	8,692	0.002	0	0.0	0	0.0	0.060	0.005	○	0
	R4	361	8,626	0.001	0	0.0	0	0.0	0.033	0.004	○	0

※ 八代東高校局は令和2年度末に八代市役所局を移設

(2) 窒素酸化物

二酸化窒素については、令和4年度は13市町27局(一般環境測定局)において測定を実施した。年間にわたる日平均値の98%値が0.06ppm以下という二酸化窒素に係る環境基準の長期的評価に照らしてみると、全ての局で環境基準を達成した。また、最近5年間では、全局基準達成が続いている。

八代市域における測定結果及び年次変化は表-2のとおり。

表-2 窒素酸化物自動測定結果 (年間値)

測定局名	年次	二酸化窒素 (NO ₂)						一酸化窒素 (NO)						窒素酸化物 (NO + NO ₂)					
		有効測定日数 [日]	測定時間 [時間]	年平均値 [ppm]	1時間値の最高値 [ppm]	環境基準との対比				有効測定日数 [日]	測定時間 [時間]	年平均値 [ppm]	1時間値の最高値 [ppm]	日平均値の98%値 [ppm]	有効測定日数 [日]	測定時間 [時間]	年平均値 [ppm]	1時間値の最高値 [ppm]	日平均値の98%値 [ppm]
						日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の98%値	適合状況										
八代東高校	30	365	8,692	0.008	0.050	0	0.0	0.019	○	365	8,688	0.005	0.117	0.010	365	8,688	0.012	0.122	0.026
	R1	336	8,054	0.008	0.038	0	0.0	0.018	○	336	8,054	0.004	0.102	0.012	336	8,054	0.012	0.113	0.027
	R2	361	8,634	0.007	0.064	0	0.0	0.016	○	361	8,634	0.002	0.105	0.006	361	8,634	0.009	0.169	0.021
	R3	365	8,705	0.006	0.029	0	0.0	0.012	○	365	8,705	0.001	0.028	0.003	365	8,705	0.007	0.050	0.015
	R4	364	8,671	0.006	0.027	0	0.0	0.013	○	364	8,671	0.001	0.031	0.004	364	8,671	0.007	0.051	0.016
八代八千把	30	365	8,700	0.006	0.044	0	0.0	0.014	○	365	8,699	0.002	0.039	0.005	365	8,697	0.008	0.063	0.018
	R1	363	8,704	0.006	0.031	0	0.0	0.014	○	363	8,702	0.002	0.041	0.005	363	8,702	0.008	0.070	0.019
	R2	364	8,699	0.005	0.025	0	0.0	0.012	○	364	8,699	0.002	0.043	0.004	364	8,699	0.007	0.065	0.015
	R3	365	8,703	0.005	0.028	0	0.0	0.011	○	365	8,703	0.001	0.083	0.003	365	8,703	0.007	0.100	0.014
	R4	359	8,618	0.005	0.025	0	0.0	0.011	○	359	8,618	0.001	0.086	0.003	359	8,618	0.006	0.097	0.013
市保健センター	30	362	8,655	0.006	0.037	0	0.0	0.014	○	362	8,655	0.002	0.072	0.005	362	8,655	0.008	0.090	0.017
	R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八代自排局	30	362	8,660	0.012	0.043	0	0.0	0.024	○	362	8,660	0.010	0.155	0.031	362	8,660	0.022	0.198	0.053
	R1	363	8,699	0.011	0.041	0	0.0	0.019	○	363	8,699	0.009	0.123	0.032	363	8,699	0.020	0.164	0.051
	R2	363	8,688	0.010	0.042	0	0.0	0.022	○	363	8,688	0.008	0.157	0.027	363	8,688	0.017	0.195	0.048
	R3	363	8,666	0.010	0.048	0	0.0	0.023	○	363	8,666	0.008	0.157	0.027	363	8,666	0.018	0.192	0.046
	R4	361	8,625	0.009	0.042	0	0.0	0.020	○	361	8,625	0.007	0.180	0.022	361	8,625	0.016	0.201	0.042
※ 八代東高校局は令和2年度末に八代市役所局を移設																			

(3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、令和4年度は17市町24局（一般環境測定局）において測定を実施した。環境基準と比較すると、24局全てで昼間の1時間値の最高値が0.06ppmを越えており、環境基準非達成であった。また、平成22年度から平成30年度までの9年間は注意報の発令はなかったが、令和元年5月24日、大津町引水局（菊池地域）及び人吉保健所局（人吉・球磨地域）の2局において0.12ppmを超えたことにより、光化学スモッグ注意報が発令された。（令和4年度は発令なし）

なお、八代市域における測定結果は表-3のとおり。

表-3 光化学オキシダント年間値測定結果

	年度	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		[日]	[時間]	[ppm]	[日]	[時間]	[日]	[時間]	[ppm]	[ppm]
八代東高校	H12	349	5,177	0.024	32	134	0	0	0.082	0.036
	13	365	5,427	0.019	0	0	0	0	0.060	0.030
	14	365	5,425	0.024	14	47	0	0	0.086	0.037
	15	366	5,451	0.027	56	247	0	0	0.093	0.041
	16	357	5,284	0.030	70	337	0	0	0.107	0.046
	17	360	5,348	0.024	20	50	0	0	0.075	0.036
	18	365	5,431	0.028	40	182	0	0	0.091	0.042
	19	361	5,361	0.030	51	300	0	0	0.098	0.044
	20	362	5,389	0.027	36	152	0	0	0.085	0.040
	21	365	5,437	0.033	84	428	0	0	0.100	0.047
	22	365	5,459	0.032	66	355	0	0	0.091	0.046
	23	366	5,463	0.025	18	102	0	0	0.086	0.037
	24	363	5,399	0.032	58	294	0	0	0.090	0.045
	25	353	5,259	0.032	63	370	0	0	0.098	0.046
	26	365	5,456	0.034	75	439	0	0	0.101	0.047
	27	366	5,478	0.034	69	352	0	0	0.092	0.048
	28	365	5,464	0.037	78	415	0	0	0.099	0.051
	29	364	5,431	0.037	83	516	0	0	0.109	0.050
	30	365	5,463	0.035	74	368	0	0	0.097	0.048
	R1	366	5,482	0.035	75	394	0	0	0.106	0.048
	R2	363	5,424	0.036	63	347	0	0	0.096	0.048
	R3	365	5,467	0.038	98	553	0	0	0.093	0.051
	R4	365	5,438	0.034	59	307	0	0	0.087	0.047

※八代東高校局は令和2年度末に八代市役所局を移設

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質については、令和4年度は13市町28局（一般環境測定局）において測定を実施した。環境基準に照らしてみると、長期的評価及び短期的評価のいずれも全測定局（28局）で環境基準を達成した（達成率100%）。

なお、八代市域における測定結果は表－4のとおり。

表－4 浮遊粒子状物質年間値測定結果

測定局名	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
		[日]	[時間]	[mg/m ³]	[時間]	[%]	[日]	[%]	[mg/m ³]	[mg/m ³]	[有×・無○]	[日]
八代東高校	30	365	8,738	0.018	0	0.0	0	0.0	0.122	0.051	○	0
	R1	364	8,730	0.016	0	0.0	0	0.0	0.142	0.044	○	0
	R2	359	8,649	0.016	0	0.0	0	0.0	0.137	0.046	○	0
	R3	365	8,734	0.014	0	0.0	0	0.0	0.075	0.029	○	0
	R4	365	8,741	0.015	0	0.0	0	0.0	0.104	0.030	○	0
八代八千把	30	365	8,738	0.018	1	0.0	0	0.0	0.209	0.043	○	0
	R1	363	8,724	0.017	0	0.0	0	0.0	0.177	0.035	○	0
	R2	363	8,714	0.016	0	0.0	0	0.0	0.130	0.041	○	0
	R3	356	8,595	0.014	0	0.0	0	0.0	0.187	0.028	○	0
	R4	360	8,682	0.014	0	0.0	0	0.0	0.106	0.030	○	0
市保健センター	30	362	8,682	0.014	0	0.0	0	0.0	0.149	0.041	○	0
	R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	R3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
八代自排局	30	363	8,697	0.015	0	0.0	0	0.0	0.113	0.048	○	0
	R1	360	8,549	0.014	0	0.0	0	0.0	0.141	0.033	○	0
	R2	365	8,741	0.019	0	0.0	0	0.0	0.104	0.052	○	0
	R3	363	8,701	0.017	0	0.0	0	0.0	0.149	0.035	○	0
	R4	361	8,692	0.017	0	0.0	0	0.0	0.080	0.035	○	0

※ 八代東高校局は2年度末に八代市役所局を移設

(5) 酸性雨調査

令和 4 年度は宇土市で調査を行った。pH 年平均値は 4.77 であり、酸性雨の目安である pH5.6 を下回った。

次に、pH 月平均値は、全ての月で pH5.6 を下回っており、年間を通じて酸性雨が観測された。

なお、八代市役所屋上における降雨時開放型捕集装置(一週間毎採取)による平成 27 年度までの調査結果は、表－5 に示すとおりである。

表－5 八代市役所における pH 年平均値の推移

年度	20	21	22	23	24	25	26	27
pH 年平均値	4.55	4.58	4.89	4.77	4.72	4.82	4.67	(4.61)※

※平成 27 年度においては、測定機器が故障し、年の大半が欠測のため、参考値扱い。

なお、八代市役所における本調査は、平成 27 年度をもって終了した。

(6) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

令和4年度は16市町の21局（一般環境測定局）において測定を実施した。21局全局で環境基準（長期基準）を達成し、昨年（25局全局で達成）に引き続き達成率100%であった。

なお、八代地域における測定結果は表－6のとおりであり、3局全てで環境基準（長期基準）を達成した。

表－6 微小粒子状物質年間値測定結果

測定局名	年度	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の年間最大値
		[日]	[$\mu\text{g}/\text{m}^3$]	[$\mu\text{g}/\text{m}^3$]	[日]	[%]	[$\mu\text{g}/\text{m}^3$]
八代東高校	R2	360	12.9	28.8	2	0.6	39.9
	R3	363	11.9	27.4	0	0.0	32.9
	R4	362	12.5	27.3	2	0.6	44.8
八代八千把	R2	361	12.4	28.8	3	0.8	41.5
	R3	365	11.3	25.2	1	0.3	38.6
	R4	－	－	－	－	－	－
八代自排局	R2	360	12.6	29.6	3	0.8	38.2
	R3	360	11.9	26.1	1	0.3	35.3
	R4	285	11.6	25.7	1	0.4	37.0

※ 八代東高校局は令和2年度末に八代市役所局を移設

(7) 空間放射線量率調査

令和4年度は、熊本市、宇土市、八代市、荒尾市、天草市、水俣市においてモニタリングポストにより実施された。

八代市における調査結果は、表-7及び表-8に示すとおり。

表-7 令和4年空間放射線量率調査結果（地上高1m） [μ Gy/h]

	最低値	最高値	平均値
R4. 4	0.042	0.066	0.045
5	0.042	0.087	0.045
6	0.042	0.075	0.045
7	0.042	0.087	0.045
8	0.042	0.106	0.044
9	0.042	0.076	0.044
10	0.042	0.077	0.044
11	0.042	0.064	0.045
12	0.042	0.057	0.045
R5. 1	0.042	0.088	0.045
2	0.042	0.065	0.045
3	0.042	0.067	0.045
年間	0.042	0.106	0.045

表-8 八代市における空間放射線量率の推移 [μ Gy/h]

年度	最低値	最高値	平均値
25	0.049	0.089	0.053
26	0.049	0.088	0.053
27	0.048	0.111	0.052
28	0.047	0.096	0.052
29	0.048	0.115	0.052
30	0.048	0.087	0.051
R 1	0.047	0.087	0.050
R 2	0.042	0.115	0.049
R 3	0.089	0.042	0.045
R 4	0.042	0.106	0.045